

「裁判員経験者の意見交換会」議事概要

日 時 平成31年2月21日（木）午後3時から午後5時まで

場 所 前橋地方裁判所大会議室（本館5階）

参加者等

主催者 平木正洋（前橋地方裁判所長）

司会者 國井恒志（前橋地方裁判所刑事第2部部総括判事）

裁判官 鈴木秀行（前橋地方裁判所刑事第1部部総括判事）

検察官 仲島れな（前橋地方検察庁検事）

弁護士 町田祐助（群馬弁護士会所属）

裁判員経験者1番 40代女性（以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 60代男性（以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 40代男性（以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 40代男性（以下「4番」と略記）

裁判員経験者5番 60代女性（以下「5番」と略記）

裁判員経験者6番 40代男性（以下「6番」と略記）

開会のあいさつ

主催者

前橋地方裁判所の所長を務めております平木正洋でございます。本日は大変お忙しい中、この意見交換会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。皆様方におかれましては、平成29年12月から平成30年11月までに実施されました裁判員裁判に裁判員として御参加いただきました。大変ありがとうございました。裁判員制度は、法律施行後9年が経過し、今年5月に10周年を迎えます。皆様方の幅広い御協力に支えられまして、これまでおおむね順調に運営されておりますが、法の趣旨にかなった運用を実現するためには、我々法曹三者においても日々改

善の努力を怠ってはならないと考えております。そのためにも、本日は裁判員であった皆様方から忌憚のない御意見をお聞きし、今後の審議に生かしたいと思っております。どうぞ遠慮されずに率直な御意見を述べていただきたいと思います。本日はどうぞよろしく願いいたします。

司会者

本日はお忙しい中、裁判所にお越しいただきまして、誠にありがとうございます。この意見交換会は、裁判員を経験された皆様方から裁判員裁判に参加した率直な御意見、御感想等を伺い、今後私どもが裁判員裁判に生かすとともに、これから裁判員として参加される方にとって参考になることを伺って、参加される上での不安感や負担感を少しでも解消していきたいという趣旨で開催させていただいております。本日の司会を担当させていただきます刑事第2部の部総括裁判官の國井と申します。よろしく願いいたします。それでは、出席の裁判官、検察官、弁護士の方からも一言ずつ自己紹介をお願いしたいと思います。

裁判官

刑事第1部の部総括裁判官を務めております鈴木秀行と申します。今日はよろしく願いいたします。

検察官

前橋地方検察庁で検察官を務めております仲島れなと申します。よろしく願いいたします。

弁護士

弁護士の町田祐助と申します。よろしく願いいたします。

司会者

今日の意見交換会の進行でございますが、まず私から担当した事件の紹介を簡単にさせていただいて、その後、経験者の方から裁判員裁判に参加した全体的、全般的な感想をいただくということにしたいと思います。その後、時間の流れに従って、名簿に載ってから選任されるまで、選任手続当日のこと、それから審理内容、評議、判

決のこと、そして裁判員制度運営上の様々な諸問題についてお話を伺った後、多くの国民の方に裁判員裁判に参加してもらうための方策、あるいはこれから裁判員になる方へのメッセージを皆様からいただきまして、最後に法曹関係者からの御意見をいただくことにしたいと思っております。では早速、経験者1番の方が担当された事件の概要について御説明いたします。経験者1番の方が担当された事件は、殺人未遂被告事件であり、審理が平成29年12月に5日間にわたって行われた裁判員裁判です。事件の概要は、男女関係のもつれが原因となった殺人未遂事件で、最終的には、いわゆる未必的殺意といって、死亡するに至るかもしれないことを認識しながら、あえてその腹部を包丁で1回刺したということを認定して、判決としては懲役4年となりました。検察官の求刑としては懲役8年、弁護人は、刑の執行猶予を求めた事件でした。最初に、経験者1番の方から、裁判員裁判に参加した全体的な感想をいただきたいと思っております。

1番

本当に初めての経験でしたので、何も分からないことばかりでしたが、感想としては、テレビで起こっているようなことが実際に本当に起きているのだなということを感じ取りました。

司会者

次に、経験者2番の方が担当された事件ですが、これは現住建造物等放火被告事件であり、平成30年3月に3日間の日程で行われた事件です。父親が実際にいる家に火をつけたという事件で、壁とか柱、天井等に燃え移らせて家屋の一部を焼損したという事件です。事実関係について争いはなく、量刑、つまり実刑か執行猶予かが争点だったという事件で、判決としては懲役3年、執行猶予5年の保護観察付きとなりました。検察官の求刑は、懲役5年でした。2番の方、感想をお願いいたします。

2番

私は、もちろん裁判員は初めてですし、刑事事件を傍聴したこともないし、全く白

紙の状態で行いました。私はどっちかという経験してみたいなという部類だったのですが、実際に経験してみて本当に勉強になりました。いろいろ皆さんにサポートしていただいて、本当に流れもスムーズにいったなという感じがしました。

司会者

続いて、経験者3番の方が担当した事件ですが、これは平成30年4月に行われた強制わいせつ致傷被告事件であり、3日間の審理で行われたものです。事件の概要としましては、被告人が自転車で走行中の16歳の女性に対してわいせつな行為に及んで、その際けがを負わせたという事件です。被告人によるわいせつ行為の態様とか被告人がわいせつ行為をしようと考えた時期が争点となりまして、犯行の計画性も問題になったという事件です。判決としては、懲役3年、執行猶予5年の保護観察付きでした。検察官の求刑は、懲役4年6月でした。では、3番の方、全体的な感想をよろしくお願ひいたします。

3番

私も裁判員というのは初めての経験だったのですが、私の住んでいる隣の市で冤罪事件がありまして、それからどうしてこういうことになるんだろうとずっと疑問に思っていたのです。裁判員裁判の通知が来たときには、絶対出てやろうということで、そういう気持ちでずっといました。冤罪が何で発生するのだろうか、またその当事者は何十年も人生を狂わせられることになるだろうという思いが私の中で強かったです。今回、裁判員裁判に参加することによって、裁判の在り方について、いろいろ勉強させてもらいました。今もその経験を踏まえて、いろいろ私もこれから生きる上でのスキルを高められたと思います。非常に勉強になりました。ありがとうございました。

司会者

続いて、経験者4番の方が担当された事件です。事件の数が多いですが、平成30年6月に審理日程5日間で行われた住居侵入・強姦致傷、窃盗、強制わいせつ、それから公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例違反の事件で

して、事案の概要としては、これらはいずれも被告人が1人で行った事件ですが、女性の居宅に侵入して、凶器を用いて強姦して、最終的に全治不明の外傷後ストレス障害を負わせたという強姦致傷事件、それから全く無関係な18歳の被害者に対して路上でわいせつ行為に及んで、その際けがを負わせたという強制わいせつ致傷事件、さらに駐輪場の自転車の前かごからバッグを盗んだという窃盗や当時の勤務先の更衣室を常習的に盗撮したという条例違反の4つの事件です。強姦致傷の事件では、強姦を決意した時期、強制わいせつ致傷の事件では、被告人が被害者を女性と気付いた時期が争点になりました。判決としては懲役14年となりました。検察官の求刑は懲役16年、弁護人は寛大な判決を希望するという意見でした。では、4番の方、全体的な感想をよろしくお願いします。

4番

裁判員裁判に参加する前の印象ですが、裁判員裁判には学歴とか教養の高い人たちが参加して、自分のようなごく普通の市民にはきっと一生回ってこないことだと思っていました。しかし、何かの間違いか、自分が参加することになってしまい、被告人の刑を判断することになり、その責任の重大さを実感することとなりました。そのため、裁判員裁判の候補者のリストに名前が載ったときに幾つか本を買って読みました。どんな感じで裁判員裁判が行われるのかを少しだけ勉強しましたが、評議室で行われる評議に関しては本には書かれていませんでした。自分が感じた裁判員裁判とは、事前に学習することよりも、その事件に関して自分がどのように考えているのかという意見を求められているように思いました。そのため、事前に学習することよりも、自分の考えたことをきちんと伝えることが最も大切なことではないかと思いました。

司会者

続いて、経験者5番の方が担当された事件ですが、これは平成30年9月に審理日程3日間で行われた強盗致傷事件で、スーパーで万引きをしたところ、これに気付いた警備員と共に被告人を逮捕しようとした店長さんに対してカッターナイフを

使って右腕に切りつける暴行を加えたという強盗致傷事件でした。事実関係について争いはなく、量刑が問題となりまして、実刑か執行猶予かが争点となりました。また、弁護人からは、量刑事情として、いわゆるクレプトマニア、病気で窃盗をする人ということですが、クレプトマニアの主張がありました。判決としては、懲役3年、執行猶予5年の保護観察付きで、検察官の求刑は懲役5年という事件でした。では、5番の方、全体的な感想をよろしくお願いいたします。

5番

私の在職中に裁判員制度が始まるときに会社の人事部から、もし、裁判員に関する知らせが来たら上司に報告するよう部下に伝えるように言われ、自分の部下に話をしたことがありました。その後、10年近くの間、よもや私のところにその案内が来るとは思っていなかったところ、最高裁判所からの封書が送付され、驚きました。裁判とか細かいことは分からなかったのも、実際に選ばれたらそのときに考えてみようと思っていました。その後、裁判員を決める期日の通知が来て、ああいよいよと思ひまして、それから図書館へ行って本を借りて読んだり、それからホームページを見たりと、素人で理解できるところまで、覚えることはできなかつたですが、そうしながらやってみました。そんな状態でしたので、意欲を持って取り組んだということではないですが、私たち一般市民の目線で自分たちの言葉で何かを発信していけると思いました。これまで、裁判の判決でちょっとそれ軽過ぎるんじゃないと思うようなことがありましたが、裁判員裁判を経験して、やはりどこかのところで線引きするときにはいろいろな事情を考慮することもあるんだなということが理解できてとてもよかったと思いますし、貴重な経験をさせていただいたなと思っております。

司会者

次に、経験者6番の方が担当された事件ですが、これは、平成30年10月から11月にかけて4日間の審理で行われた殺人未遂事件であり、事件の概要としては、自殺願望のある被告人が妻である被害者に対してストレス等があつて、その妻の首

にタオルを巻いて絞めたけれども、結果的には亡くならず済んだという殺人未遂事件です。これも事実関係については特に争いがなく、実刑か執行猶予かが争点になった事件です。責任能力の主張はなされなかったですが、精神鑑定が実施された結果、精神障害があるとの診断で、量刑事情としての評価が問題になった事例です。判決としては懲役2年6月、検察官の求刑は懲役5年でした。6番の方、全般的な感想をよろしくお願いいたします。

6番

私も裁判員は初めての経験でした。ある日突然、本人受取の郵便が家に届きまして、封筒を見たら前橋地方裁判所と書いてあり、何事だということから始まりました。中を開けてみて、裁判員候補者になりましたというお知らせだったのですが、正直受け取ったときには、経験したことがないことでしたので、やってみたいという思いが半分と、あとはちょっと仕事の絡みもあるし、裁判員という制度は知っておりましたが、漠然としか理解しておりませんでしたので、それに対する不安というようなものが強くて、やりたくないなという思いが半分、半々というようなところで、裁判員の抽選の日を迎えたような覚えがあります。実際に選ばれて、裁判員として裁判に参加してみて、裁判の中で示される証拠だけをもって考えなければならぬというところがちょっと最初なじめなかったですが、今振り返ると、良い経験をさせてもらったのかなと思います。

司会者

ありがとうございました。それでは、これから裁判員候補者として裁判所にお越しいただくまでのことを少しお伺いしたいと思っております。かなり前のことになるので、お忘れになっているところもあるかもしれませんが、裁判員になられる前の年の11月頃に、突然裁判所から裁判員候補者名簿に記載されましたという通知が来てから実際に具体的な事件で選任手続で呼ばれるまでの間、お仕事のことだったり、御家庭のことだったりすると思いますが、どのようなお気持ちでその選任手続の日を迎えたかということについて感想をお教えいただきたいと思います。

す。お困りの点も含めて教えていただければ幸いです。

5番

名簿に載ったということで、お正月を過ぎてからちょっとリーフレットを読んだりしまして、その後、選任手続に呼ばれ、いよいよ裁判所に行くことになるんだなということになるまでは、正直なところ、余り考えていなかったです。

司会者

実際3日間とか4日間、あるいは5日間の審理日程という前提で選任手続に呼ばれるわけですが、その審理期間、職務従事期間の御準備で御苦労されたことはなかったでしょうか。

4番

私は一昨年の11月頃に書面をもらったときに職場の上司に相談をしました。裁判所から呼出し通知が来たことを伝えると、「そういうことであれば喜んで。」と言われ、審理の期間は、自分は3交代勤務をしまして、ちょうど夜中の週だったので、シフトを代わっていただいて、職場からは喜んで送り出していただくことができました。

5番

私は退職して、家で生活しているので、日程的な問題というよりも、別居の母親が介護状態でしたので、そのことを調査票に書きました。その後、選任手続の個別質問で、突発的に母の具合が悪くなった場合にどうすればよいかという話をしましたところ、裁判長から、突発的なことが起きた場合には、補充裁判員がおりますという話があり、私自身はその話を聞いてとても安心して裁判に臨むことができました。それは本当に感謝しております。

2番

休みを挟んで、4日間でしたので、「えっ、4日間で判決出ちゃうの。」と感じました。選任手続に確か二十四、五名ぐらい集まり、その中から裁判員と補充裁判員が選ばれるときに、まさか自分が当たるとは思っておらず、また、当たってから、いろい

るサポートしてくれるであろうという、そういうような考えで、余り深く考えなかったです。

3番

裁判所で抽選して裁判員が選ばれるということを知らなかったの、私の選任手続のときは25人来て、5人欠席でしたが、あれだけの人数が来て、少したまげました。まさか自分が選ばれるとは思わなかったの、選ばれてからはあれよあれよという中で3日間、4日間、日経ちまして、あっという間に終わったという感じでした。その期間、仕事をどうするかというのは、たまたま私は会社の役員をしておりますので、仕事の時間とか、その辺の調整は自分なりにできるかなと頭の中では描いていたのですが、実際やってみると、昼間の電話には対応できないですが、裁判が終わってから夕方から少し仕事をやるとか、そういう残務整理で対応するしかなかったです。先ほどの交代制の人とか、いろいろ職業の時間帯は様々ですが、そういった時間の調整というのは長くなればなるほど難しいかなと思います。たまたま3日間、4日間、あるいは事例によると1週間とか2週間とかありますが、連続で1週間、2週間、果たして対応できるかという、ちょっと難しいような気がします。できれば2日、3日やって1日休むとか、あるいは半日やるかという形で、仕事が毎日少しできるような形にしていただければ、長期にわたっての裁判にも対応できるかなと私は考えています。

司会者

今、少し話が出たところですが、審理日程が長期化するとなかなか参加しづらいのではないかという御意見もありますが、御自身が参加した裁判員裁判の審理日程について、長過ぎる、あるいは短過ぎるという点についての御感想はどのようなものでしょうか。あるいは、御自身の経験だけではなく、今ちょっと3番さんがおっしゃったように、こんなに長くなるとなかなか参加は難しいのではないかと、一般の方を御想像してでも構いませんので、審理日程についての御意見とか御感想をいただければと思います。

3番

事件の内容や証拠の多い少ないもあるかと思いますが、3日で判決が出るという短さに驚いた部分もありました。実際、証拠が全部洗いざらい出て、我々が意見を出し合って、適正な判決が出たかというところ、ちょっと胸の中でもやもやする部分もありました。私個人としては、あと1日か2日ぐらい、もうちょっと日を設けたほうがより一層みんなが納得できるような審理ができたのかなと思います。

6番

私は、4日間でしたが、正直これ以上長いと厳しいかなというところがありました。幸い仕事がそれほど忙しい時期ではなかったので、どうにか裁判所で裁判なり、若しくは話し合いなりが終わってから職場に戻って、二、三時間やって家に帰るといようなことをして何とか乗り切りましたが、これがあと次の週もというようなことになると、ちょっと体力的にも厳しかったのかなというところが正直なところですね。あとは、裁判での審理が終わった後に、裁判員と裁判官で評議という場がありましたが、もう少し時間があるとよかったのかなというところは正直ありました。ただ、個人的にはそんなに拘束されたくはないかなという思いもあるので、ちょっと難しいところですね。

1番

私は、5日間ということで、幸い主婦でもあり、パートという仕事なので、仕事のほうにはスムーズにこちらに来られて、仕事も任せていました。テレビで報道された事件で100日というのを聞いたときに、5日や3日でさえ負担が大きいと考える人もいれば、100日となると大変かなというのをすごく感じました。

5番

私も今の1番の方と同じで、1か月ほど前に「クローズアップ現代+」で審理期間が大分長かったという事例が紹介されました。裁判員の男性が裁判が終わって出社してみたら、自分のデスクに段ボール箱が幾つか載っていて、何となくそのまま居づらくなってしまって、それで退職せざるを得なかったという内容でした。120

日ぐらいの場合、約半年、それは主婦でもちょっと無理ではないかと感じました。番組でのNHKのコメントでは、企業側の理解をもう少し求めていくような方策が必要だというようなことで終わっているのですが、その後、その方はどうしたんだろうというのが私の中では今でも、もう1か月経っています、もやもやしています。

司会者

選任手続当日のこと、自分が選ばれた日のことで何かお気付きの点とか、改善したほうがいい点というのはございましたでしょうか。個別質問があった方もいらっしゃると思いますし、全体質問をずっと待っていた方もいらっしゃると思いますが、手続当日のことについて何かお気付きの点がありましたら伺いたいと思います。

1番

私が来たときに、もう席が用意されていて、たまたま座ったのが一番前でしたので、大体どのくらいの方が来ているとか、きょろきょろするわけにもいかず、全く分かりませんでした。今日、何人ぐらい来る予定で、何人ぐらい欠席の予定であるという人数的な概要が分かるとうよかったかなと思いました。

3番

選任手続のときに25人とか30人の人が来ますが、それだけの人数を呼ぶ必要があるのでしょうか。抽選で6名ないし8名選ぶので、それだけの人数の方がみんな半日時間を割いて来て、選ばれなかったらそのまま帰ることになるので、それだけ呼ぶ決まりというのがあるのでしょうか。

司会者

決まりがあるかどうかということにつきましては、私のほうで簡単に説明します。よくある事件ですと、裁判員の方は6人で、補充の方を2人選び計8人選ぶこととなりますが、選ぶ途中の段階で、今のケースですと検察官と弁護人が5人ずつ、理由もなく不選任にすることもできますので、プラス10で18人いないと最低限抽選まで行かないということがあります。それは法律上そうなっているということです。では、審理内容に話を移りたいと思います。審理内容が分かりやすかったかという

ことについて、区切って話を伺いたいと思います。まず検察官，弁護人の立証活動には，いわゆるプレゼンテーション的なもの，最初の証拠調べの冒頭に行く冒頭陳述，それから証拠調べの後に行く検察官の論告，それから弁護人の弁論という，この主張部分，プレゼンテーション部分と，それから証拠調べの部分に大きく分かれますので，最初に検察官，弁護人の冒頭陳述と論告・弁論の部分についての皆様の御意見，御感想をお伺いしたいと思っております。

5番

耳から聞くだけでは，やはり頭に入らないですし，耳から入ったものを頭の中に記憶していくというのもかなり不正確になってしまうところがあると思うので，そうしますとやはり書面を空いている時間のときに少し目を通したり，それと同時進行で弁護士の方や検察官の方がそれぞれ陳述されるというのは非常に分かりやすかったと思います。

6番

5番さんと一緒ですが，結論から言うと非常に分かりやすかったと思います。文書だけ，または話す言葉だけということだと，なかなか理解が追い付かないところもありますが，プレゼンテーションみたいな形で時系列を追った資料を作っていたりして，非常に分かりやすく，ずっと事件の内容を理解できたのかなという記憶があります。

2番

重複しますが，公判前整理手続で争点が整理されているということで，若い検事さんは，非常に弁舌爽やかで分かりやすかったです。国選弁護人が2人いましたが，その方の言ったことの記憶がないのです。ということは，理解できなかったのか，あるいはこんな言い方をすると失礼ですが，少しプレゼンが下手だったのかもしれませんが。そういうことで，耳で聞くだけですから，右から左に流れちゃうということもありますが，全体的には非常に分かりやすかったです。

4番

自分が担当した裁判は、4つの事件がありました。とても内容的に多いものでしたが、それをうまく的確に要点をまとめて資料が整理されているなと思いました。短い中でこれだけの資料を詰め込むのはとても大変だったと思い、感心しました。

司会者

さらに突っ込んでお聞きしますが、その分かりやすかった理由とか原因というのはどこら辺にあるのでしょうか。今ポイントが絞られていたとか、あるいはメモ的なものが分かりやすかったとか、時系列で整理されていたとかありましたが、分かりやすいと思われた理由とか原因とか、なぜ分かりやすかったのかなというところまで御感想とか御意見をいただくと、恐らく今後の検察官、弁護人の活動の役に立つのではないかと思います。

1番

少し趣旨から外れてしまうかもしれませんが、話を聞いていて、すんなりちゃんと詰まりもなく、ちゃんと流れよくしゃべっていると、やっぱりすんなり入ってきて、ちょっと詰まったりとか、間違いだったりとか、ちょっと戻りますみたいなことがあると、分かりにくいと感じます。

5番

難しい言葉は余りなかったので、分かりやすかったと思います。それから、検察官の書面は箇条書きで書いてあったと思います。それに対して弁護人の書面は、どちらかというところ、文章がつれづれと書いてあるものですから、同じことを読むんだったら別に書面は要らないかなと思ってみたり、言葉での説明は要らないかなと思ってみたりと感じたことがありました。

6番

私が参加させていただいた裁判ですが、事件があってから発覚するまで大分時間があつて、摩訶不思議な事件だったというような感想を覚えています。そういったこともありまして、歴史の授業で文章だけ読んでいとなかなか理解できないですが、それが年表のような形で示されていると分かりやすいので、時系列がしっかり

分かりやすい資料だったので、すっと入っていったように記憶しています。

司会者

次は証拠調べに移りまして、証拠調べも大きく2つに分かれます。証拠書類を朗読したり写真とかを見たりする場面、あるいは証拠物、凶器を見たりする場面と、それから被告人質問の場合の大きく2つに分かれます。証拠物の関係、あるいは証拠書類の関係ですが、実際の証拠調べで見た写真、証拠物、凶器を見て何か少し具合が悪くなったとか、気分が悪くなるようなものがあったかどうかというところをお伺いしたいと思います。

6番

特段刺激的なものは自分の事件ではなかったように記憶しています。被害者の眼の充血した写真が出てきたのが唯一だったのかなと思いますが、それほど後々尾を引くような、グロテスクなような感じではなかったです。

5番

私の担当した裁判も、証拠で気分が悪くなったりすることはなく、傷を見て、この傷はいつぐらいにはきれいになるのかな、ならないのかなということを感じたぐらいでした。

1番

私の場合は、凶器そのものを見ましたが、そのことに関しては、特に何も感じませんでした。こういうものでやったんだと理解できました。被害に遭った人の傷を見ると、やっぱりすごいなと思います。あと私が思ったのは、自分ではそのときは思いませんでした。いろいろな案件を聞いていると、女性の問題とかであると、精神的に男の方でも女の方でも思うところがあるのかなというのはとても感じました。

司会者

今の点、もう少し後のほうを具体的に言うとどんなことですか。

1番

要はわいせつな事件についてニュースを見たり聞いたり、子供関係のお話とかも

聞いたりして、自分の子供に女の子とかいたりすると、いろいろ考えてしまうかなと思います。そういう事件を担当された方はちょっと嫌な思いをされたのではないかとすごく感じました。

4番

自分の担当した事件では、凶器として、改造されたはさみが提出されました。その他に、スマホの画面の写真を見ましたが、きちんとその被害者が誰か分からないように加工されていて、プライバシーはきちんと保たれていると感じました。特段その写真を見て気分が悪くなったりとか、そういったことは自分は感じませんでした。

司会者

ありがとうございました。逆に仮定的な質問になるかもしれませんが、例えば人が刺されている場面を直接見るとか、あるいは遺体を解剖しているような写真を見ることについては、皆さん、どのようなお考えでしょうか。最近防犯カメラとかあったりして、刺されている場面が映っていることもないわけではないので、実際そういう刺されている場面とか、あるいは遺体の解剖されているものを自分が裁判員として見るということについてはどのようなお考えかをお聞かせください。

5番

拒否したいと思います。内視鏡の手術のCGを見ただけで去年失神しまして、傍にドクターがいたものですから、大丈夫でしたが、血であるとか、傷とか、血痕とか、凶器だとかというのは、かなりメンタル面で厳しいと思います。

3番

ちょっと不適切な話だと思いますが、私はたまたま事故に遭うことが多いのです。職業柄、交通事故に関わる場面も多いので、人がけがをしたり、あと血が出たりとかというのは何回かあって、もし裁判の証拠で出たときは、自分としては対応できるかなと思います。

2番

少し変な話ですけども、子供の頃に列車の轢断の死体だとか、興味本位というのではないですが、何か事件が起きたということで、みんなで見に行ったことがあり、そういうのを何件か見ているので、それと死体が結びつくかどうか分からないですが、何となく大丈夫かなという感じです。

1 番

私が担当させてもらった事件では刃物を使っているのですが、刺さり方、角度とか刺され方とかというのは重要なことなので、未遂になっており、そこは重要な部分でもあると思うので、できれば見たくはないですけども、加工を多少なり入れた上で、見るのは裁判にとって有効ではないかと思いました。

司会者

次は、証人尋問、被告人質問についてお聞きします。要は裁判員の皆様から見て、その質問の意図が分かったかどうかというところ、それが恐らく証人尋問、被告人質問の分かりやすさということになると思いますが、被告人質問は、ほぼ全件行っていると思いますので、まず、被告人質問が分かりやすかったかについてお聞きしたいと思います。

3 番

多分、国選弁護人であったと思いますが、質問したときに何か自問自答しているような言い方だったので、果たして何を聞きたいのかというのがよく分からなかったのが正直なところですね。検察の方は、まとめてちゃんと質問等していたので、それは分かりやすかったです。弁護士の方は、自分で聞いて、自分でうなずいて、自分で答えているという印象だったので、ちょっとその辺が残念かなと思いました。

2 番

私が担当した事件は、放火事件で事実関係が争点になっておらず、事実であるとか捜査の適法性は争いがなかったということでした。2人の国選弁護人の方は、少し言い方が悪いですが、いまいち力が入らないというか、書面の追認作業みたいな感じでした。ですから、言っていることは何となく分かるのですが、質問の意図がい

まいち分からないなというようなところがありました。

司会者

今度は証人尋問についてお伺いします。証人尋問はいかがだったでしょうか。各経験者の方によって、たくさんの証人尋問を聞いた方もいらっしゃいますし、専門的な証人尋問、医師とか鑑定人の尋問を聞いた方もいらっしゃいますし、あるいはいわゆる情状証人といひまして、被告人の親族、あるいは監督する人の尋問をする場合とか、証人尋問といってもいろんな場合がありますが、御自身の経験された証人尋問が分かりやすかったかどうかということについて、意図が分かったか、証人の答えが分かりやすかったかどうかということについて教えていただければと思います。

1 番

妻と別れているのに義理のお母さんが証人として出てきて、私がこの人をちゃんと面倒見ますという話をされましたが、先入観かもしれませんが、少しそれを飲み込めなかったというか、それで本当にこれから大丈夫なのかなというのはすごく感じました。お医者さんの証人については、プロであり、難しいことも多少ありましたが、話はよく分かりました。被害者の証人尋問では、自分は15センチくらい入っていたひどい傷を見ているので、かわいそうだなと思ってはいけなかったので、思わないようにしながら話を聞くようにしました。

5 番

被害者の方は、それほど感情的ではなかったです。警備会社の方が証人として来たときに、どういった気持ちで業務に当たっているかというようなことでお尋ねしました。そうしたら、逮捕ということをお話したので、そのときには正直なところ、あなたは逮捕できるんですかと思ひながら聞いていました。後で、もう少し突っ込んで聞いてもよかったのかなと思ひました。また、その警備会社の方が厳重な処分をしてほしいということをお話していましたが、被害者はそこまでおっしゃっていませんでしたので、そのギャップをちょっと感じたものですから、何か少し不完全燃焼的な

答えを聞いたなと思いました。

6番

私が参加させていただいた裁判ですと、首を絞めたことの危険性に対するお医者さんと、あと精神鑑定をされたお医者さん、被告人の情状証人であるお父さん、あと被害者の方が証人で出ていたような記憶ですが、お医者さんの証人尋問では、聞きなれない障害の話も出てきたりしましたが、こちらの質問に対しても分かりやすい言葉で説明していただいたように記憶しています。情状証人のお父さんの証言の中で、ギャンブル依存のところの話が出てきたときに、自分もパチンコをやるから、やめさせるとは言えないというようなことをおっしゃっていたところがあって、そこはちょっと証人としてはどうなんだろうなと思いつつ聞いていた覚えがあります。

司会者

次に、評議、判決の点についてですが、評議の秘密もありますが、評議の雰囲気とか、要は御自身が十分発言できたかどうかとか、意見が言いやすかったかどうかとか、裁判所のほうで改善、工夫すべき点がありましたらお話を伺いたいと思います。

6番

その事件の犯罪に対してどれぐらいの量刑が妥当かというところが全く分からない状況で担当しましたので、類似する事件で今までどういう判決が下っているのかというようなところの例を示していただいて、ちょっと判断するベースができたのかなというような思いはあります。

司会者

ありがとうございました。量刑データベースというものが一般的に使われるかと思いますが、量刑データベースについての御意見、御感想も一緒にお伺いできればと思います。いかがでしょうか。十分発言できたか、意見が言いやすかったかどうか、量刑データ資料は役に立ったかどうか、もし意見が言いやすいところがあったとしたら、それはなぜか。意見が言いにくいとか十分発言できない点があったとすれば、それは何故かということも教えていただくとありがたいかなと思います。

1 番

私もそうですが、大勢の前で発言するのがちょっと苦手な方も、メモを使ったりして自分の言いたいことをぱっと書いて、みんなで話し合えるということをしていただいたので、その辺はすごくよかったと思います。みんなの意見を聞いていると、そこに自分が流されてしまうような感じで、何も言えなくなってしまうというようなときには、促してもらって話をさせてもらったりということがあったので、すごくその辺はやりやすかったと思います。

5 番

分かりやすい言葉で説明していただきました。量刑を判断をするときに、こういった犯罪に対してどのくらいの量刑というのは私たち一般人には分からないので、恐らく判例等に基づいて最後は決着するのかなと思っていました。実際、担当する裁判のことについては、ある程度裁判長からアドバイスの説明をいただいたりしていたので、あとはその微妙な数字の問題になると、いろいろ個人的な葛藤がありました。また、休憩時間に裁判長が群馬のことを結構お話しされて、やはり地元のことを知っていてくれると思うと、私はとてもうれしいです。それで、場が少し和やかになって、なかなかいい雰囲気だったように思います。人によって、発言をあえてしますという方と、私のようにしーんとなってしまうと話さずにはいられないような人間と、いろんな人達がいるのですが、本当にすごくいい空気感で評議させていただいたように私は感じています。他の方もきっとそうだったと思います。

4 番

我々素人が量刑を決めるに当たって、やはり感情に左右されてしまうのです。量刑データベースを参考にしますと、例えば過去に同じような事件で大体何年ぐらいの求刑がされているとか、判決が何年になったとか、そういったことが分かりますので、それに対して自分はこの事件に対して情状酌量することがあるのかとか、刑を重くする余地があるのかどうかということで判断をして決めることができたので、大変よかったと思っています。

3番

私の感想としては、意見は大分言いやすかったなと思います。雰囲気もよかったので、みんな遠慮なく、好き勝手に意見を出させてもらって、それからみんなで協議して決めるということは大変有意義な時間が持てたなと思います。たまたま担当していただいたのが國井裁判長だったのですが、もうちょっと眉間にしわを寄せて難しい方かなと思ったのですが、私の想像したのと大分違って、リラックスさせてもらって、大分いい時間が持てたなと思いました。

司会者

では、次に裁判員制度の運営上の問題ということで守秘義務についてお伺いしたいと思います。裁判員になられた方につきましては、事件についての守秘義務、評議の秘密をはじめ守秘義務とか、関係者の方のプライバシー保護のための義務というのが課されているわけですが、守秘義務について、その必要性を含めて、皆さんの御意見を伺いたいと思います。守秘義務は必要なのかどうか、あるいは守秘義務のせいで何か話をできないことがあるのかどうか。裁判所としては、皆さんの経験を是非多くの方に伝えていきたいと思っているのですけれども、守秘義務の関係で皆さんの経験を他の方にお伝えするのに何か支障があるのかどうかとか、守秘義務の必要性、範囲のことについて皆さんの御意見を伺いたいと思っております。

3番

守秘義務の必要性ということですが、私が裁判員に選ばれたことは、私の会社では社長と私しか知らなかったです。家族は当然全員知っていますが、守秘義務でどうのということでストレスを感じたことはありませんでした。また、裁判員に選ばれたということも口には出しますが、お互いに牽制しているような感じで、相手も聞いちゃ悪いのかと気を遣ってくれているようでしたので、そういったストレスはなかったです。

司会者

感想を聞かれることはありますか。

3番

それもあります。相手も多分何でも聞いちゃ悪いんだろうという気があったみたいです。こっちも積極的にああだこうだと言わないので、お互いにそういうのは気を遣ってやっているみたいです。

6番

ちょうど娘が小6で、社会の授業で日本の裁判の勉強をしているのですが、学校の先生が間違えて教えたのか、それとも私の娘の理解不足だったのかまではちょっと分かりませんが、娘から、「裁判員に選ばれたことって黙っていなきゃいけないんでしょう。」というようなことを言われて、「でも、そこまでのことは言われなかったよ。」という娘との会話があったのです。そうすると、もしかすると世間一般の人からすると、その守秘義務の範囲というのを誤認識しているのかなというのがちょっとあるのかなと思いました。

5番

私は家にいることが多いのですが、裁判員になるということは、家族、あとは兄弟とかに話しました。それは何かあったときのことということで話したのですが、正直なところ、自分の方からあえて友達などに「私は裁判員をしたのよ。」というような機会はありませんでした。本当にごくごく気心の知れた、考え方も同じような人であれば、「実は裁判員裁判をちょっと今年はやったのよ。」みたいなことを話して、「法廷ってこんなものよ、テレビのままよ。」みたいなことで話したりとかするのですが、やっぱり根掘り葉掘りは聞いてこないのと、あと「断れない、辞退できないのよね、義務なのよね。」というのを結構言われました。娘からも「出なくちゃいけないだよ。」という話をされました。クローズアップ現代では8万8,000人ぐらいの方が過去裁判員を経験されたというようなことでしたが、まだまだ裁判員制度に対する認識というのは浅いと思います。時間が掛かるんじゃないのかなと思うのと、何かそういう機会があつて、体験談でも、もし私が職場にいたら、恐らく社内報であるとか、何かしらの会議のときに、細かいことはさておき、こんな流れでこ

ういうことになりました，考え方もこんなふうに変ったので，もしそういうことがあったら，是非皆さんも参加してみたいかというようなことは言えたのになど。ちょっとそれが残念でした。家庭からではなかなか発信できないものですから。

司会者

では最後に，まとめの御意見をお一人お一人から伺いたいと思います。先ほどから少し話も出てきておりますが，多くの国民の方に裁判員裁判に参加してもらうためにはどうしたらいいのか，更にこれから裁判員になられる方へのメッセージを皆さんの経験を踏まえてお話しただければと思います。

6番

私も参加するまでは，参加したい気持ちもありつつ，でもちょっとよく分からなくて不安な気持ちもあるので，できれば参加したくないなという気持ちも半分半分ということも冒頭でも申し上げましたが，やはり人ってよく分からないものって拒絶したくなる気持ちってあるのかなと思います。裁判員裁判というのをやっているんだという認識は一般の方でもあると思いますが，具体的にどういうものかというところまで理解している人ってなかなかいらっしゃらないのかなと思うのです。なので，そういったところがクリアできてくると，「ああ，何だ，それぐらいのことだったのね。」みたいにちょっとハードルが下がるのかなという気はしております。

5番

今日メディアの方がいらっしゃるので，やはりメディアの方から裁判員経験者からのメッセージを多くの方に発信していただくことだと思います。公共広告，ACジャパンとか，例えば『裁判員裁判の日』というのを設けて，今日は何の日などのテレビのニュースの中で少し発信していただければよいかと思います。そういうことを続けていくことで，裁判員制度も1年1年積み重ねていったら理解してもらえらることもだんだん多くなるのだと思います。あと日本は中小企業の方が多いわけですから，裁判員裁判に参加するに当たって，自分の有給休暇を使える人もいるかもし

れないし、有給休暇を使ってまでは行きたくない、自分のお休みなものだからという人もいるかもしれないので、企業や事業所に対して、裁判員裁判に対しどの程度の理解というか、協力の意識があるのか、例えばアンケートみたいな形でちょっと発信してみるのもよいかと思います。中にはシフトを変えてもらえたという方もおり、おそらく個々それぞれでは考えてもらっているかもしれませんが。日本全体として、今どんな状況なのかをただ待っているだけじゃなくて、裁判所の方からも積極的にアプローチしてみたいかかかと思っています。裁判員にこれからなれる方へのメッセージですが、「まずはとにかくやってみませんか。」ということです。余り深いことを考えていても、個々それぞれ事件の内容も違いますし、受ける側の立場もそれぞれ違うので、もし問題があったり、困ったことがあったりしたら、裁判官の方に相談してみるのがよいと思います。先ほどお話ししたテレビ番組では、何か自分で抱え込んでしまったのかなというのがちょっとあって、もうちょっと説明したり相談したりしながらうまく回っていくように考えて、それでも回らなかつたら、現実としてこういう場から発信していただければいいのではないかと思います。

4番

多くの国民の人に裁判員裁判に参加していただく方策として、たまたま自分の会社は有給休暇とは別に特別休暇という枠があり、自分の有給休暇を使わずに休暇がもらえたのです。その日数は、余り制限がなかったみたいで、自分の場合、5日間特別休暇でこの裁判員裁判に参加することができました。中には自分の有給休暇を使いたくないという方も結構いると思うのです。例えば子供が小さくて休暇を使わなければいけないとか、そういった人のためにも社会として裁判員裁判に参加するための休暇というのを特別に作っていただけたらなと思いました。これから裁判員になられる方へのメッセージですが、裁判員というのは参加しないよりも参加することのほうが確率的に難しいです。多分一生に一度あるかないかのことだと思いますので、もし裁判員として法廷に立つことができるのなら、それを受け入れることも大切なことかなと思いました。人生の中でいろいろな経験をして人は成長するもの

だと思います。自分も少しだけ成長できたのかなと感じました。

3番

まず、参加してもらうための方策として、一部立候補制を取り入れたらどうかなと思います。立候補制と、あとは抽選です。割合が何対何というのは分からないのですが、裁判員になりたいという人もいると思うのです。そういう人は立候補してもらって、いつでもいいですよと。それとあと抽選する方を混ぜて選ぶと、辞退率が幾らか下がるんじゃないかなと思います。それと、これは話がちょっと広がりますが、もう一つ、裁判員裁判に参加してもらうためには、国の予算もあるでしょうが、テレビドラマ、要するに裁判員が目線から見たテレビドラマ、そういうのを放映した方が、裁判員裁判をやるとこうなるよという、お金もかかることでしょうけれど、そういうことをもっとPRして、幅広く皆さんの目に留まるような形にしてもらったほうがいいと思います。それと、裁判員になれる方へのメッセージとしては、まず参加しないと分からないと思うのです。まず、参加してもらうというのが1つ大事だと思います。それによって、私も冒頭で言ったのですが、参加することによって、今までの考え方とか、その広がりが随分違ってきたなと自分自身も思います。それが人生にとって大分プラスになりますから、是非1回でも参加してみるということが一番大事だと思います。

2番

皆さんから大分意見が出て、言いたいことは言われてしまいましたが、3番の方がおっしゃったように、参加してみないと本当に分からないのです。制度自体は本当にいい制度だと思いますので、継続してやっていただければと思います。あと、当然御承知かと思いますが、昭和3年から陪審法というのがあって、昭和18年に施行停止でそのままになって、その流れが裁判員制度の構築だと思います。それと国民の視点とは、何だろうかとよく考えることがあります。市民の対極は、法曹関係者ですが、法曹関係者のことは、法律でがちがち、世間を知らない、これは古い言い回しでしょうけれど、よくそういうことが言われています。では我々市民の感覚って

何だろうと思ったときに、ちょっと答えは出ないんですけども、常識、それとも人情、正義感、それを法律とうまい形で融合させていく方策があればよいと思います。

1 番

やっぱり経験者は語るではないですが、守秘義務のことがあるのはもちろんですが、1を2にするために、よくお母さんたちと話したときに、「ちょっと裁判員を経験してきたんだ。」と、それで終わってもいいと思うんです。でも、その人たちにその手紙が届くかもしれないので、もし届いたら私に相談してと言って、私たちも一つの発信源になれたらなというのを感じました。私は、裁判員を経験してからテレビで裁判員裁判の報道があると求刑は何年と出たんだろうかと思いますが、そうではないと人はそうそう耳に入ってこないと思います。裁判員を経験した方のうち九十何パーセントの方がよかった、ためになったと言っているのです、これからやられる方にも、自分の時間が許すのであれば参加していただきたいと思います。ありがとうございました。

司会者

貴重な御意見ありがとうございました。それでは、法曹関係者の方からの意見、感想をいただきたいと思います。

検察官

全体を通じて、具体的によかった点、悪かった点、また改善すべき点、いろいろ御指摘いただきましたので、今後の活動によりよくなるようにしていきたいなと思っております。あと、個人的には、自分が担当した事件について、ちょっと気を遣っていたのか分からないのですが、「分かりやすかった。」と言っていただいたので、非常に今後の励みにはなるかなと思っております。あと、最後に1点ですが、被害者の方のけがの話のときに、裁判員の方からできれば見たくないんだけどという前提で、刺され方とか重要な部分なので、見るのは裁判員にとって有効だと思いう御意見が出されたときに、本当に真摯に裁判に向き合っていたいただいたのだなと思えました。本当に感謝を申し上げたいと思います。

弁護人

本日は貴重なお話をありがとうございました。お話をいただいて、弁護人として改善していかなければいけない問題点があるということを確認させていただきました。本日いただいたお話につきましては、弁護士会に持ち帰らせていただいて、弁護士全体で弁護活動の質の向上を図っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

裁判官

今日は、裁判員を経験されてから1年以上から半年ぐらい経過した方々にお集まりいただきまして、もう随分時間は経っていて、皆さんも日常生活に戻っていらしゃいますが、検察官、弁護人の活動については、本当に厳しく、かつお褒めの言葉や的確な御指摘をいただいて本当に参考になりました。とりわけ最後の国民の皆さんに参加していただくための方策と参加される方へのメッセージのところは、熱いメッセージをいただいて、そのまま話してもらった方がいいと思いました。5月21日は裁判員制度が始まった日であり、「経験してみないと分からない。」というメッセージを広く国民に伝えていくことを是非実現していきたいと思います。本当にすごいアイデアをいただき、本当に今日はどうもありがとうございました。

司会者

それでは、マスコミの方からの質疑応答に移りたいと思います。どうぞ質問のある方は、所属を名乗られてから質問ということでよろしく願いいたします。

NHK

今日は大変貴重な御意見ありがとうございました。裁判員の方にまず1つお聞きいたします。冒頭陳述のところで、検察側の説明がすごく分かりやすいというお話があったと思うのですが、冒頭陳述や論告・弁論の分かりやすさがその刑を決めるに当たって量刑にどのように反映されたかというのを教えていただきたいと思っています。

6番

個人的には、余り関係なかったかなというのが率直なところですが。一通り終わった後に皆さんで協議する場で整理していく時間もありましたので、そこで量刑を協議しましたので、余り関係ないのかなと個人的には思いました。

5番

私も特にそれが数字や何かに強くかかわったというか、そういうことはなかったと記憶しています。

2番

私も分かりやすさとかというのは量刑とは、当たり前ですけど、別物ですから、特に影響はありませんでした。

3番

皆さんと同じ意見ですけれど、確かに検察官の意見というのは分かりやすく、頭には残ったのですけれど、量刑に関しては、先ほどお話が出たとおり、量刑のデータベースというのがありますから、それをもとに皆さんでかみ砕いて判断したものですから、それに対しての影響というのは、私としてはありません。

1番

皆さんと同じです。

4番

同じです。

上毛新聞

本日は、貴重な場に参加させていただいてありがとうございます。被告人質問や証人尋問という場面が何回か設けられていたと思うのですが、そういう場面で自分が聞きたいことを聞けたかというところと、被告人や証人の方とコミュニケーションが円滑にとれたかというところを、差し支えなければ、質問内容とか状況を踏まえてお話しただけると幸いです。お願いします。

1番

私は、お医者さんにお話を伺ったのですが、術後の経過と、その後どなたがちゃん

と見て、その手術をした先生はちゃんと確認をしているとか、そこで終わりとかではなくて、どんどん誰か人を変えてしまったりとか、そういうのではないですかと確認をして、ちゃんと私が見ていますというお返事をいただいて、そういうところはちゃんとやり取りができたと思います。

5番

証人に対して質問する内容をあらかじめ考えて、裁判長にそういうことでということ質問させていただいたのですけれど、実際その答えが証人の方から戻ってきたときに自分でまた会話をするような感じで、あえて更に質問してよかったのか、そのまま一問一答という形でやっていくしかないのかというのがちょっと自分の中で分からなかったものですから、今それを裁判長に伺ってもよろしいでしょうか。

司会者

5番さんの事件の場合だと、証人が計3人おりますが、被害者の店長さん、目撃者の警備員の人、それから弁護側の情状証人ですが、どの場面の証人ですか。

5番

目撃者です。私は、目撃者の証人に、会社の方針であるとか、ご本人の業務に当たっての基本的な考え方というのか、そういうものを伺いました。店舗や自宅に、警備会社が駆けつけるのと同程度ぐらいに警察にも通報されていると思います。逮捕というのは、警備会社には、逮捕に協力するということはできても、逮捕そのものというのはできないと思いましたが、いかがでしょうか。

裁判官

私人による現行犯逮捕というのもできますので、警備会社の警備員の逮捕もあります。5番の方のときもそうでしたが、聞きたいこととか疑問に感じたことは率直に聞いてもらうということでもいいと思います。質問がいっぱいあると分かりにくいので、確かに一問一答では聞いてもらうのですけれども、聞いて返ってきたら、また聞いてもらうということでもいいと思います。

5番

裁判が終わった後で、達成感というか、終わったという気持ちもありますが、嚴重に処罰してほしいという目撃者の証言がとても心にひっかかっている、どうも違和感がいつまでも消えませんでした。警備員の方がもしそのときに、もう明らかに見えていて、やりそうだったら、やらないような方策をしてもらったら、被害者の店長さんもけがをすることはなかったのではないかと正直なところ考えたりしたのです。ただ、それが私のメンタル的なこととかこれからのことでどうこうということはないというのは断言できますが、その辺が少しだけ疑問に感じたりとか、よかったんだろうかというふうに思いました。

4番

自分が担当した4番の事件ですが、まず1の事件は、被告人が被害者を強姦しようと考えたときということで、この被害者の家に押し入って、被害者ともみ合ったときにけがをさせてしまって、それで自暴自棄になって犯行に及んだと話していたのです。ただ、なぜ凶器を持って被害者の家に入るのか、ガムテープを何で持っているのかとか、そういったことがちょっと論点になりまして、自分が質問したことに対して被告人が正しく答えているのかなとちょっと疑問に思ったことがあったのです。そういったことを照らし合わせる資料として、検察官から提出された資料とか、そういったものが大変役に立ちまして、他の裁判員の方と話し合っ、これは多分こうだろうというふうに考えることができたのです。ですから、やっぱりちょっと自分が質問したことに対して被告人が自分が不利になるようなことを言っていないのではないかなというような気はしました。

6番

質問をする前に必ず裁判長が休憩時間を設けてくださったので、「裁判員の方、聞きたいことはないですか。」ということで整理する時間をいただけたので、聞きたいことは聞けたと思います。聞きやすい環境だったと思います。自分は、被告人に対して、私が参加させていただいた裁判が、被害者が当時の奥さんで、娘さんもいたと記憶しているのですけれども、母親が被害者で、父親が加害者という立場で、その子の

将来のことを考えなかったのですかというような質問をしたように思います。そのときは考えられませんでしたというような答えが返ってきたのですけれども、その被告人とのコミュニケーションがちゃんととれたかどうかというところは、ちょっと自分ではよく分かりません。

共同通信

本日はありがとうございます。1点お伺いしたいのですけれども、裁判員経験者、5番の方、お母様が介護状態で裁判員裁判に参加されたということですが、その介護をやらざるを得ないという状況の中でどういった工夫をして参加されたのかという点と、他の方にも、家庭生活で家事が滞ってしまったとか、何か家族に不満を言われたとか、そういった家庭での事情をお伺いできたらなと思います。

5番

私の母親は介護状態ですが、私が介護を常に行っているわけではありません。ただ、母は弟夫婦と同居しておりまして、特に裁判の日が月の前半で、弟も弟の嫁も仕事に一番集中しなくてはならない時期でして、既に母親が2週間ほどショートステイに入所することが決まっていた。ただそれでも過去に入所中に骨折したり、貧血がひどくて病院に行ったりしたことがあったので、そのような場合には確実に私がダイレクトに動かなくてはいけなくなることを選任手続のときに率直に申し上げました。そうしたら、裁判長から「そういうときには申し出てください。そのために補充裁判員がいます。」ということをしていただきました。実際に自分の家で年寄りを介護したり、子供を養育したりしている場合、年寄りも子供も物ではないので、簡単にここが空いているからここに預けますよというわけにはいかないと思います。これからあるかもしれない問題をあれこれ考えていても先へ進めないと思うので、やはりそうなったときには率直に裁判官の方に相談なりして、それでも出てくださいといったときには自分で考えていくしかないのかもしれないと思います。裁判員を務める際には、このような問題もあることをメディアの方を通して発信していただけたらと思います。

3番

先ほどのお話の中でありましたが、私の場合は裁判員裁判が終わった後に仕事を夕方ぐらいからやっていたのですが、その間は家に寝るだけのために戻ったり、ちょっと何日か家庭内別居みたいな形になったのですけれど、それが終わってから家族も幾らか苦労したり、そういった調整はしました。

毎日新聞

今日はありがとうございます。会社やお勤め先の理解というところで、会社や特に上司の方に説明する際に何か工夫された点や、今後会社側の理解を得るためにどんなものがあつたらいいなというアイデアがありましたら、併せて伺いたいと思います。

6番

私の場合は、届いた書類をそのまま見せました。裁判所の判も押してある公式な書類ですので、ちょっとお休みをいただきたいのですがということで御相談させていただきました。たまたま制度として、裁判員として出頭するというところで特別休暇が認められていましたので、有給休暇を消化することなく参加できました。なので、特別休暇がない企業にどう理解を求めるかというところまではちょっと分からないのですが。

3番

うちの会社で初めて私が裁判員になりましたが、経験した後に会社としては特別休暇というのを一応設けました。これから従業員の人たちがもしそういう通知が来たら積極的に参加するよにということで、一応そういう通達はしています。あと、1つちょっと気掛かりなのは、従業員が参加することによって相手先のユーザーにどのくらいの影響があるかということです。そこまでは、ちょっと弊社としてはまだ確認はとれていないのですけれど、もしそうなった場合はユーザーの方からも確認をとって参加するような形にはなるのかなと思います。

朝日新聞

本日はありがとうございます。2点伺いたいのですが、まず1点目は、裁判員の選任に関して、男女比や年齢比はアトランダムに決まっているかと思うのですが、そのような構成比の関係で気になった部分はありましたでしょうか。もう1点は、今日は結構報道への御意見を伺っていると思いましたが、裁判報道とか事件報道に関する御意見を伺いたいと思います。

2番

抽せん方法によって男女比というのは変わるかと思うのですが、私の案件では非常にバランスがよかったです。補充裁判員を含めて8名のうち、女性が1名、多分70近い方だったです。あとは、60、50、多分40、20代の方もいたと思います。年齢的には非常にバランスがとれていました。それから、いろんな意見が出ました。

司会者

ありがとうございます。他の方は特にないですか。むしろ2つ目のほうの裁判報道、事件報道についての御意見、既に幾つか出ているところではございますが、裁判についての報道とか事件についての報道についての御意見、既に述べられた方もいらっしゃると思いますが、いかがでしょうか。

6番

ちょっと御質問の趣旨とは外れているかもしれませんが、裁判員を経験したことによって、日常のニュースで流れてくる裁判の報道を気にするようにはなりました。多く報道される事件ほど凶悪な事件だったりすると思うのですが、そうするとこの事件に関わった裁判員の人って大変だったのだろうなとかというような思いは持つようになりまして。またドラマとかで法廷のシーンとか目にする機会があるんですが、そういうシーンでも裁判員の方のちょっとしたシーンとかも気にするようにはなったので、参加してよかったかなとは思っています。

1番

新聞によって掲載される内容とか大きさとかまちまちに感じる部分があります。私は、新聞を決めてとってなくて、何月からこれ、何月からこれというので、1年

に二、三紙をいろいろ見ていますが、そうするとやはり載り方が違うというのをちょっと感じたことはあります。そこで、質問ですが、報道の皆様は、自分たちが報道をちゃんとしているな、頑張っているなという点についてどのように思われているのでしょうか。裁判員制度が浸透していないという声もちょっと皆さんの中で聞かれたので、その辺はどうなのでしょう。

朝日新聞

確かに、ある新聞はこの事件について、初公判を書いて、求刑を書いて、判決を書いていても、別の新聞は全くこの裁判を無視しているなというのも結構あるかなと思います。あと、最近ちょっと裁判報道で目立つなと記者として思っているのは、裁判を少し詳しく物語風を書くような記事、各紙書かれているのかなと思います。ちょっと具体例を出しますと、最近、前橋地裁太田支部であったクレプトマニアのマラソンランナーの判決が結構話題になったかと思いますが、あれは新聞やテレビでかなり、その病気って何なのかとか、裁判でどういう審理があって、こうなったのかとか、そういうふうに詳しく書くこと、裁判を通して社会背景をえぐるようなものが増えたなどは感じているところでございます。

読売新聞

本日はありがとうございました。がらっと話が変わってしまいましたが、お話の中で審理の日程が短いと感じられ、判決が出て御自身の中で少しもやもやする部分が残ったとおっしゃっていたのですが、具体的にその短さについて、どうして短いと感じて、どのようなもやもやが残ったのか、教えていただくと幸いです。

3番

初めての経験でしたので、あれよあれよという間に終わったような感じを受けたので、あと1日か2日ぐらいあれば、私の気持ちの中で、いろいろ考えられたことがあるのかなという気持ちで言ったのです。あと何回あるか分からないのですが、経験を積むことによって、今回は3日なのですからけれど、3日で十分だったと振り返れるかなと思う気持ちで先ほどの話の中では言わせてもらいました。事件の内容によ

って、その日にちがどういう形で3日間なり1週間なりというのが決まってくるのか私には分かりませんが、とりあえずその時間の中で量刑を判断しなくてはならないというのは、私としては初めてだったので、ちょっと慌ただしかったかなと思います。

司会者

記者の皆様からの御質問というのは以上でよろしいですか。それでは、裁判員経験者の意見交換会をこれで終了したいと思います。どうもありがとうございました。